

復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて

令和5年3月29日 北開局工管第226号
最終改正 令和6年6月21日 北開局工管第42号

営 繕 部 長
各 開 発 建 設 部 長 殿

北 海 道 開 発 局 長

共同企業体の取扱いについては、「北海道開発局共同企業体実施要領」（昭和46年1月1日付け北開局工第3号）及び「共同企業体の取扱いについて」（昭和63年12月28日付け北開局工第71号）等において規定されているところである。

今般、中央建設業審議会において、災害の頻発・激甚化を背景に、「共同企業体の在り方について」（昭和62年中建審発第12号）が改訂され、復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復旧・復興JV」という。）の運用準則が新たに定められたことを踏まえ、「直轄工事における復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」（令和5年3月29日付け国会公契第46号、国官技第385号、国営管第652号、国営計第185号、国港総第746号、国港技第137号、国北予第51号）が通知されたことから、北海道開発局における復旧・復興JVの取扱いについては、下記に定めるところによる。

記

1 対象工事等

復旧・復興JVが競争に参加することができる工事は、大規模災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害その他特に激甚な災害（激甚災害の指定見込みについて内閣府から発表された災害を含む。）をいう。以下同じ。）からの復旧・復興工事であって、局長が認める工事とする。ただし、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）の対象工事及び特定JV（「北海道開発局共同企業体実施要領」（昭和46年1月1日付け北開局工第3号）第2条（1）に定める特定建設工事共同企業体をいう。以下同じ。）の対象工事は除く。

また、復旧・復興JVは、大規模災害の復旧・復興工事を被災地域内の企業単体のみでは施工体制を確保できない状況にある期間において活用するものとする。

なお、復旧・復興JVを活用可能な期間等については、被災地域内の企業の施工体制等を踏まえ、局長が定めるものとする。

2 復旧・復興JVの内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3社とする。

(2) 構成員の組合せ

構成員の組合せは、等級のある工事区分を申請する場合にあつては、同一等級又は直近等級に格付けされた者又はこれと同等と認められる者の組合せによるものとし、被災地域の地元建設企業(被災地域に主たる営業所を有する建設企業をいう。以下同じ。)を少なくとも1社含むものとする。被災地域の範囲並びに被災地域及び被災地域外の構成員に求める要件については、局長が定めるものとする。

(3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

一 競争参加を希望する工事区分に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有しており、円滑かつ確実な共同施工が確保できると認める場合においては、許可を受けてから営業年数が3年未満であっても、これと同等として取扱うことができるものとする。

二 工事1件の請負代金額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に定める金額にあつては、発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者(地域における分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すこととなると認められる場合にあつては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。)を工事現場に専任で配置し得ること。ただし、工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めないものとする。また、分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置すること。

(4) 出資比率

甲型の復旧・復興JV(復旧・復興建設工事共同企業体協定書(甲))を使用する復旧・復興JVをいう。以下同じ。)の場合は、すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

また、乙型の復旧・復興JV(復旧・復興建設共同企業体協定書(乙))を使用する復旧・復興JVをいう。以下同じ。)について分担工事額がない者を構成員とすることは認めない。

(5) 代表者要件

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、被災地域の地元建設企業とすることを原則に構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。

3 競争参加資格

(1) 局長は、発生した大規模災害について復旧・復興JVの活用が必要と判断し

た場合は、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公示し、これにより資格決定の申請を行わせるものとする。

- 一 当該復旧・復興 J V を活用する対象地域
 - 二 工事区分
 - 三 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
 - 四 構成員の数、構成員の組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件
 - 五 決定資格の有効期間
 - 六 その他局長が必要と認める事項
- (2) 資格審査申請書には、復旧・復興建設工事共同企業体協定書の写しを添付させるものとする。
- (3) 甲型の復旧・復興 J V と乙型の復旧・復興 J V を混在させた復旧・復興 J V の結成は認めないこととし、その旨を(1)の公示に記載すること。
- (4) 復旧・復興 J V の名称には、構成員名及び対象地域を明示すること。
- (5) 一般競争参加資格の決定を受けた復旧・復興 J V は、予算決算及び会計令第72条第3項(第95条第2項において準用する場合を含む。)に規定する名簿に登録されるものとする。
- (6) 局長は、申請について、資格審査を行い、決定の結果については、資格決定通知書により通知する。この場合において、復旧・復興 J V の総合点数の算定方法については、「北海道開発局工事等競争参加者選定要領」(平成12年12月19日北開局工第333号)第20条によるものとする。

4 登録

(1) 登録できる数

一の企業が北海道開発局又は開発建設部ごとに登録することができる復旧・復興 J V の数は、1とするものとする。ただし、共同企業体が営業区域や結成する工事区分を異にしているとき等で継続的な協業関係を維持する上で差し支えないと判断される場合に限り、3までとすることができるものとする。

(2) 一の企業としての登録等

復旧・復興 J V の構成員が、単体企業としても登録することや、他の共同企業体の構成員となることは可能である。

(3) 協定書

復旧・復興建設工事共同企業体協定書(甲、乙)については、別添1及び別添2のとおりとする。

5 入札手続等

- (1) 等級区分が設けられている工事区分にあつては、同一の等級区分の復旧・復興 J V に限り競争に参加させることを原則とする。ただし、構成員である被災地域の地元企業のうち1社以上が当該等級の直近下位の等級に決定されている場合は、必要に応じて、当該直近下位の等級区分の工事においても競争に参加させることができるものとする。

- (2) 同一の企業が、単体、経常 J V（「北海道開発局共同企業体実施要領」（昭和 46 年 1 月 1 日付け北開局工第 3 号）第 2 条（2）に定める経常建設共同企業体をいう。以下同じ。）、地域維持型建設共同企業体又は復旧・復興 J V のうち複数の形態をもって同一の入札に同時に参加することは認めないものとし、その旨を入札公告及び入札説明書に記載することとする。
- (3) 復旧・復興 J V が参加する競争への単体企業や経常 J V の参加を妨げるものではなく、また、単体企業や経常 J V の参加が見込まれない状況において復旧・復興 J V のみで競争を行うことも差し支えない。地域の実情や施工可能企業の状況に応じて、契約担当官等（会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が適切に判断するものとする。
- (4) その他、復旧・復興 J V の入札参加に関する詳細については、地域の実情や施工可能企業の状況に応じて、契約担当官等が適切に判断するものとする。

6 監理技術者等の制度運用について

復旧・復興 J V の主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の制度運用については、次のとおりとする。

(1) 甲型の復旧・復興 J V の場合

下請契約の額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満となる場合又は下請契約を締結しない場合は、全ての構成員は主任技術者を工事現場毎に配置しなければならない。配置される主任技術者は原則として国家資格を有する者とする。また、請負金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となる場合は配置された主任技術者は専任でなければならない。

下請契約の額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上となる場合は、特定建設業者たる構成員 1 社以上が監理技術者を配置しなければならない。その他の構成員は主任技術者を配置しなければならず、この場合にも、配置される主任技術者は原則として国家資格を有する者とする。また、請負金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となる場合は配置された監理技術者は専任でなければならない。（特例監理技術者を配置する場合（専任の監理技術者補佐を配置し、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合のことをいう。以下同じ。）はこの限りでない。）

ただし、工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者等を専任配置する場合又は特例監理技術者を配置する場合は、その他の構成員が配置する監理技術者等は専任を求めない。

(2) 乙型の復旧・復興 J V の場合

分担工事に係る下請契約の額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満となる場合又は下請契約を締結しない場合は、当該分担工事を施工する建設企業は、主任技術者を当該工事現場に配置しなければならない。配置される主任技術者は原則として国家資格を有する者とする。また、分担工事に係る請負金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となる場合は配置された主任技術者は専任でなければならない。

分担工事に係る下請契約の額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者又は特例監理技術者を配置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は配置された監理技術者は専任でなければならない（特例監理技術者を配置する場合はこの限りでない。）。

（3） 監理技術者等の専任期間

復旧・復興 J V が、監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても、例えば工事が明らかに終わっていない期間は工事現場への専任は、甲型及び乙型共に要しない。ただし、発注者と復旧・復興 J V の間で専任を要しない期間が設計図書又は打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

7. 建設業法上の取扱いについて

（1） 復旧・復興 J V の構成員が有する建設業法上の許可業種が異なる場合、許可業種と施工しようとする工事の対応は、次のとおりとする。

一 甲型の復旧・復興 J V の場合

次のすべての要件を満たすものであること。

イ 復旧・復興 J V により施工しようとする工事の種類の一部が構成員のいずれかの許可業種に対応していること。

ロ 各構成員についてそれぞれの許可業種の一部又は全部がその工事の種類の一部又は全部に対応していること。

二 乙型の復旧・復興 J V の場合

復旧・復興 J V が定めた分担工事の種類と、当該構成員の許可業種が対応していること。

（2） 復旧・復興 J V による工事の施工において4,500万円（建築一式工事の場合は7000万円）以上となる下請契約は、次の要件を満たす場合に締結できるものとする。

一 甲型の復旧・復興 J V において下請契約を締結する場合

甲型の復旧・復興 J V の下請契約は、構成員のうち1社以上（できる限り当該共同企業体の代表者が含まれていること。）が建設業法第3条第1項の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものであること。

二 乙型の復旧・復興 J V において下請契約を締結する場合

乙型の復旧・復興 J V の下請契約は、当該下請契約に係る分担工事を施工する構成員が建設業法第3条第1項の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものであること。

8 施工の監督について

共同企業体による施工の監督に当たっては、構成員全員による共同施工を確保するため、共同企業体の運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表や施工体系図、施工体制台帳等を提出させることとし、こ

の提出は、特記仕様書により求めること。

9 復旧・復興 J Vによる実績の個別企業への反映について

- (1) 復旧・復興 J Vにより施工した工事については、次により算出した額を各構成員の完成工事高として取り扱うものとする。
 - 一 甲型の復旧・復興 J Vの場合
請負代金額に各構成員の出資の割合を乗じた額
 - 二 乙型の復旧・復興 J Vの場合
運営委員会で定めた各構成員の分担工事額
- (2) 復旧・復興 J Vにより施工した工事の成績評定については、甲型の復旧・復興 J V・乙型の復旧・復興 J Vいずれの場合も、工事全体の評価を復旧・復興 J V構成員各自の成績として取り扱うものとする。

10 構成員、代表者又は出資比率等の変更

- (1) 構成員の脱退の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - 一 甲型の復旧・復興 J Vについては、他の構成員全員及び発注者の承認がなければ、当該共同企業体が建設工事を完成する日まで脱退することができないものとする。
 - 二 乙型の復旧・復興 J Vについては、構成員は、当該共同企業体が建設工事を完成する日まで脱退することができないものとする。
 - 三 構成員が工事途中で破産又は解散等した場合には、当然に当該共同企業体から脱退することとなるものとする。
- (2) 構成員の除名については、工事の途中において、一部の構成員に重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合に限り、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。この場合、当該共同企業体は、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- (3) 工事の途中において、一部の構成員が脱退した場合（除名した場合を含む）、残存構成員のみでは適正な施工の確保が困難なときは、原則として契約を解除し、新たな構成員の加入については入札契約の透明性・公平性等の観点から、真にやむを得ない場合を除いては認めない。なお、脱退又は除名した構成員については再加入できない。
- (4) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）の復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書中「ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。」旨の規定は、甲型の復旧・復興 J Vの場合、工事内容の変更の度に当初に定めた出資の割合を当然には変更するものではないという趣旨であるが、当該工事内容の規模又は性質の変更その他特段の事情に基づき各構成員の出資の割合を変更する合理的な必要性がある場合には、他の構成員全員及び発注者の承認により出資の割合を変更しても良い。出資の割合の変更に当たっては、請負契約の内容の変更に当たることから発注者に対しては、あらかじめ書面をもってその旨を通知し承認を得ることとする。

- (5) 代表者が脱退若しくは除名の場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合において、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

11 構成員の一部について会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた場合等の取扱い

- (1) 復旧・復興JVの構成員の一部について会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされた場合の取扱いについては、以下のとおりとする。なお、復旧・復興JVの構成員の一部について民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされた場合の取扱いについては、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた場合の取扱いを準用する。

一 更生手続開始の申立てが開札の時より前になされた場合

- イ 更生手続開始の申立てがなされた者（更生手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けている者を除く。以下「被申立会社」という。）を含む復旧・復興JVについては、復旧・復興JVとしての決定（以下「決定」という。）及び競争参加資格の確認（以下「確認」という。）を行わないものとする。

既に確認を行っている場合においては、これを取り消し、その旨を当該復旧・復興JVに通知するものとする。

- ロ イにかかわらず、残余の構成員が単体としても一般競争参加資格の決定を受けている場合には、当該残余の構成員が単独で確認の申請を行うことができるものとする。

- ハ ロの決定及び確認の申請があることをもって入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わないものとする。

- 二 ロの決定及び確認の手続は、できる限り開札の時までに終了するよう、速やかに行うものとする。

二 更生手続開始の申立てが開札の時以降になされた場合

- イ 開札後落札決定までの間においては、被申立会社を含む復旧・復興JVについては、決定及び確認を取り消し、その旨を当該復旧・復興JVに通知するものとする。

- ロ 落札決定時以降は、契約書作成前であったとしても契約は部分的には成立しており、契約の相手方を変更することは認められない。

この契約の取扱いについては、被申立会社を含む復旧・復興JVの施工能力を総合的に判断し、決定するものとする。

- ハ ロの判断に当たっては、被申立会社以外の構成員の施工能力を踏まえつつ、現場の状況、下請企業及び金融機関との関係等を勘案して、当該復旧・復興JVにおいて施工が可能なのはできる限り施工させることを基本とする。

- ニ 契約書作成前にあつては、施工が可能であると判断される場合には、契約書を作成し、不可能であると判断されるときには、契約の解除を申し入

れた後、再度公告を実施するものとする。

ホ 契約書作成後にあつては、施工が可能であると判断される場合には、契約を継続し、不可能であると判断される場合には、契約を解除するものとする。

(2) 復旧・復興 J V の構成員の一部が破産又は解散等した場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

一 破産又は解散等が開札の時より前になされた場合

イ 破産又は解散等した構成員（以下「破産構成員」という。）を含む復旧・復興 J V については、決定及び確認を行わないものとする。

既に確認を行っている場合においては、これを取り消し、その旨を当該復旧・復興 J V に通知するものとする。

ロ 当該復旧・復興 J V の破産構成員以外の構成員については、開札の時より前であれば、入札公告に定める期限にかかわらず、残余の構成員により、又は残余の構成員に破産構成員に代わる構成員を補充することにより、新たに復旧・復興 J V を結成し、決定及び確認の申請を行うことができるものとする。

ただし、イの場合を除き、当該復旧・復興 J V の競争参加資格が認められない旨の通知を受けているときは、この限りでない。

ハ ロにかかわらず、残余の構成員が単体としても一般競争参加資格の決定を受けている場合には、破産構成員に代わる補充員を補充せず、残余の構成員が単独で確認の申請を行うことができるものとする。

ニ ロ及びハの決定及び確認の申請があることをもって入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わないものとする。

ホ ロ及びハの決定及び確認の手続は、できる限り開札の時までに終了するよう、速やかに行うものとする。

二 破産又は解散等が開札の時以降になされた場合

イ 開札後落札決定までの間においては、破産構成員を含む復旧・復興 J V については、決定及び確認を取り消し、その旨を当該復旧・復興 J V に通知するものとする。

ロ 落札決定時以降は、契約書作成前であったとしても契約は部分的には成立しており、契約の相手方を変更することは認められない。

この契約の取扱いについては、残余の構成員の施工能力を総合的に判断し、決定するものとする。

ハ ロの判断に当たっては、残余の構成員の施工能力を踏まえつつ、現場の状況、下請企業及び金融機関との関係等を勘案して、当該復旧・復興 J V において施工が可能なものはできる限り施工させることを基本とする。

ニ 契約書作成前にあつては、施工が可能であると判断される場合には、契約書を作成し、不可能であると判断されるときには、契約の解除を申し入れた後、再度公告を実施するものとする。

ホ 契約書作成後にあつては、施工が可能であると判断される場合には、契約を継続し、不可能であると判断される場合には、契約を解除するものとする。

する。

(3) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に復旧・復興JVの構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

一 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に復旧・復興JVの構成員の一部が指名停止措置を受けた場合においては、当該指名停止措置を受けた者（以下「被指名停止会社」という。）を含む復旧・復興JVについては、競争参加資格が認められない。

二 一にかかわらず、残余の構成員が単体としても一般競争参加資格の決定を受けている場合には、被指名停止会社に代わる構成員を補充せず、単独で確認の申請を行うことができるものとする。

三 二の決定及び確認の申請があることをもって入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わないものとする。

四 二の決定及び確認の手続は、できる限り開札の時までに終了するよう、速やかに行うものとする。

12 その他

「共同企業体への工事の発注に関する留意事項等について」（平成15年4月1日付け北開局工管第352号）については、復旧・復興JVについても適用し、経常建設共同企業体に係る規定を準用して取扱う。

附 則

この通達は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この通達は、令和6年6月21日から施行する。

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、1年とする。
ただし、1年を経過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負契約の履行後〇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官

庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、復旧・復興工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、復旧・復興工事の請負契約の履行及び下請契約その他の復旧・復興工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、復旧・復興工事完成の都度当該復旧・復興工事について決算するものとする。

（利益金配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち復旧・復興工事の工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して復旧・復興工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、復旧・復興工事の工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該復旧・復興工事につき契約

不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇(印)

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇(印)

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- | | | | |
|---|-------|----------|-----|
| 1 | 工事の名称 | 〇〇〇〇〇〇工事 | |
| 2 | 出資の割合 | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |
| | | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者	〇〇建設株式会社	代表取締役	〇〇〇〇	印
	〇〇建設株式会社	代表取締役	〇〇〇〇	印

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、1年とする。
ただし、1年を経過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負契約の履行後〇月を経過するまでの間は、解散することができない。
2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の工事の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担工事の価格については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、復旧・復興工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 復旧・復興工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免かれるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の工事途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該復旧・復興工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇 (印)

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇 (印)

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

ただし、分担工事の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があったものとする。

記

- 1 工事名称 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 分担工事額（消費税分を含む。）
〇〇工事〇〇建設株式会社〇〇円
〇〇工事〇〇建設株式会社〇〇円

〇〇建設株式会社外〇社は、工事の分担について、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

（注）発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役〇〇〇〇 (印)
〇〇建設株式会社 代表取締役〇〇〇〇 (印)